

大和市屋外広告物自主点検指導要領

（目的）

第1条 この要領は、大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号。以下「条例」という。）第13条の規定を踏まえ、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）（以下「広告物等」と総称する。）の自主点検を促すことにより、その安全性の確保と景観の形成及び風致の維持に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（指導対象）

第2条 この要領による自主点検の指導を要する広告物等は、次の各号をすべて満たすものとする。

- （1） 許可期間が1年を超えるもの
- （2） 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕（懸垂装置のあるもの）又は映画看板
- （3） 次のいずれかを満たすもの
 - ア．条例第11条の規定による、変更又は継続の許可を受けようとする物件
 - イ．条例第3条第1項の規定による許可（以下単に「許可」という。）を新規で受ける広告物等のうち、次の各号のいずれかに該当するもの
 - （ア）現に設置されている掲出物件を使用して新たに表示するもの
 - （イ）現に広告物を表示し、又は広告物を掲出している物件で、点検が必要であると市長が認めたもの

（自主点検等の指導）

第3条 市長は、第2条に規定する広告物等の表示又は設置の許可を行うに際し、広告物等の設置管理者に対し、許可申請日前60日以内に設置管理者が安全性の確保、景観の形成及び風致の維持の観点から当該広告物等について自主的に点検を行い、点検結果を別紙様式により当該許可申請時に市長へ提出するよう指導するものとする。

なお、条例第14条に規定する、特定屋外広告物安全管理者を置く広告物等については、その点検結果について、当該広告物等の特定屋外広告物安全管理者の確認を受けるように指導するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。